

5 諫監第72号
令和5年9月4日

諫早市長 大久保 潔重 様

諫早市監査委員 谷 口 啓
諫早市監査委員 森 口 恭 子
諫早市監査委員 森 和 明

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の
基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について次のとおり提出します。

健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

令和4年度決算に基づく、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月4日から令和5年9月4日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和4年度	参 照		
		早期健全化基準	財政再生基準	令和3年度
①実質赤字比率	—	11.62	20.00	—
②連結実質赤字比率	—	16.62	30.00	—
③実質公債費比率	7.0	25.0	35.0	6.5
④将来負担比率	—	350.0	—	—

(備考)

- ・実質赤字比率の「—」は、実質赤字額がないことを示す。
- ・連結実質赤字比率の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。
- ・将来負担比率の「—」は、負担比率が生じなかったことを示す。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和4年度	参 照	
		経営健全化基準	令和3年度
①水道事業会計	—	20.0	—
②工業用水道事業会計	—		—
③下水道事業会計	—		—

(備考)

- ・資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示す。